国際関連情報 Report from IFRS-IC

IFRS-IC 会議(2018 年 11 月及び 2019 年 1 月)出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員 IFRS 解釈指針委員会委員 IASB・資本市場諮問委員会委員 くまがい ごろう 熊谷 五郎

前号では、2018年9月11日、12日開催のIFRS解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee、以下「IFRS-IC」又は「IC」という。)¹会議について報告したが、これは筆者にとって、初めてのIC会議であった。前号以降、2018年11月27日、2019年1月16日と2回のIC会議があった。日本からは筆者以外に、金融庁総合政策局総務課国際室国際証券規制調整官、兼企画市場局企業開示課国際会計調整室長、園田周氏が発言権のあるオブザーバーとして出席した。ただし、園田氏は、金融庁代表ではなく、IOSCO Committee 1議長²の立場での出席であった。

以下、本稿では2つの会議における各議案の 主な論点、アジェンダ決定案の要旨、筆者の発 言について報告したい。なお、各議題のより専 門的かつ詳細な内容については、企業会計基準 委員会(ASBJ)桑田高志専門研究員の記事を ご参照いただきたい。

2018年11月27日会議

11月のIC会議は7つの議題について討議した。新規案件としてIFRS 第11号関連、及びIFRS 第9号関連の合計4議題、従来からの継続案件が3議題であった。11月のIC会議で取り上げられた議題のうち、IAS 第21号(交換可能性が長期的に欠如している場合の為替レートの決定)に関する議題を除く、6つの議題について、既存のIFRS基準の要求事項は、これらの議題で問われている会計処理を行うための適切な基礎を提供しており、基準開発のアジェンダとして取り上げない、というのがIC会議の結論であった。

¹ IFRS-IC は、議決権のない1名の議長(国際会計基準審議会(IASB)副議長スー・ロイド氏が兼任)と、議 決権を有する14名の委員からなる。現委員の内訳は、監査人が6名、財務諸表作成者が6名、学界代表1名、 財務諸表利用者1名(筆者)である。地域的には、欧州5名、米州5名(北米4名、南米1名)、アジア・オセ アニア3名、アフリカ1名となっている。地域的には多様性が確保される一方、既存 IFRS 個別基準の解釈と 特定の経済取引への適用という、極めて専門的な議題を扱うために、14人の委員の内訳が、監査人、財務諸表 作成者に極端に偏っているのが特徴である。

² IOSCO Committee 1 は、証券監督者国際機構(IOSCO)傘下に常設される8つの委員会の1つであり、会計・監査・開示分野を担当。IOSCO 加盟国 32 当局で構成され、現在は日本が議長、米国が副議長を務める。日本が同委員会の議長を務めるのは初めてである。

https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20180927/20180927.html



① 共同支配事業者によるアウトプットの売却 (IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」)

この議題は、2018年11月のIC会議で、新たに取り上げられた議題である。ある報告期間に、共同支配事業者が実際に受け取ったアウトプット(量)が、権利を有しているアウトプット(量)と異なる場合の当該差異の会計処理が論点であった。これを受けての、アジェンダ決定案の要旨は、権利を有しているが受け取っておらず売却していないアウトプットについて収益を認識しない、というものであった。

筆者は、スタッフの分析と結論への支持を表明した上で、「IAS 第 18 号を基にした従来の会計処理実務では、本件に関わる収益認識の仕方にバラつきがあった。このアジェンダ決定により、IFRS 第 15 号を適用する場合に、実務上のバラつきの余地がなくなるため、財務諸表の比較可能性が向上する。利用者として歓迎したい」との意見を述べた。

② 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物 決済 (IFRS 第 9 号 「金融商品」)

この議題も、2018年11月のIC会議で、新たに取り上げられた議題である。本件の論点は、企業が非金融商品項目を将来の一定の時点に固定価格で売買する契約を行い、当該契約をデリバティブとして認識したにもかかわらず、非金融商品項目の授受により現物決済をした場合、どのような会計処理を行うべきか、というものであった。本件に関するアジェンダ決定案の要旨は、デリバティブについて過去に純損益で認識した損益を戻し入れる修正仕訳は要求も許容もされない、というものであった。

筆者は、スタッフの分析と結論に同意した上で、「追加的な修正仕訳は、経済実態を表しているとはいえないし、却って利用者を混乱させる」との意見を述べた。

③ 一定期間にわたる建築物の移転(IAS 第 23 号「借入コスト」)

この議題は、2018年6月及び9月のIC会議でも審議された、継続議題であった。一定期間にわたり、収益が認識される集合住宅建設のために資金を借り入れた場合の、当該借入に係る借入コストを資産化すべきか否か、が論点であった。

本件に関する、アジェンダ決定案の要旨は、既存のIFRS 基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて、借入コストを資産化するか否かを企業が決定するための適切な基礎を提供している、というものであった。

筆者は、スタッフの分析と結論に賛意を示した上で、「集合住宅が完成・未完成にかかわらず、マネジメントは売却の意思があり、購入顧客は未定であるものの、すぐにでも販売は可能であることは明らかだと思う。したがって、借入コストを資産化するための適格資産の要件を満たしていないと思う」との意見を述べた。

④ サプライヤーのアプリケーション・ソフト ウェアに対する顧客のアクセス権(IAS 第 38号「無形資産」)

この議題は、2018年9月のIC会議からの継続案件であった。「サービスとしてのソフトウェア契約」(SaaS 契約)において、クラウド・サービス提供事業者の保有するクラウド基盤 (infrastructure)上で提供されるソフトウェアについて、顧客がインターネット等を通じてアクセスする際に、顧客がベンダーに支払う対価の会計処理が論点であった。

筆者は、「アジェンダ決定案におけるスタッフの分析と結論をフォローするのが困難であった。作成者が会計処理を決定するまでに、多くの相互に関連する要素が存在し、作成者の判断が要求されている。アジェンダ決定案に示され

ている作成者の判断プロセスを、フローチャートに付録とすることはできないだろうか。そうすれば、多くの利害関係者にとっても理解しやすいものになるのではないか」との意見を述べた。

⑤ 予想信用損失の測定における信用補完 (IFRS 第9号「金融商品」)

この議題は、2018年11月のIC会議で、新たに取り上げられた議題で、貸出金の契約条件と不可分になっている財務保証契約又はその他のあらゆる信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを、当該貸出金の予想信用損失の測定に含めることができるかが論点であった。アジェンダ決定案の要旨は、信用補完を区分して認識することがIFRS基準で要求される場合、当該キャッシュ・フローを貸出金の予想信用損失の測定に含めることができない、というものであった。

筆者は、スタッフの分析と結論、アジェンダ 決定案の文言に賛成した上で、「財務諸表利用 者として知りたいのは、企業が保有する貸出金 や金融商品のポートフォリオの質である。信用 補完によって、予想信用損失が減額されるにせ よ、信用補完前のポートフォリオのクレジット クオリティに関して正確な状況が知りたい。信 用補完が区分して認識されるのであれば、企業 の財務健全性について、より理解できるように なると思う」との意見を述べた。

⑥ 信用減損金融資産の治癒(IFRS 第 9 号 「金融商品」)

これも 2018 年 11 月の IC 会議で、新たに取り上げられた議題で、信用減損金融資産(いわゆるステージ3金融資産)が、その後に全額回収されたか信用減損に該当しなくなった場合における、未認識利息の表示方法が論点であった。具体的には、それまで未認識利息として認

識されていたものを、信用損失の戻入れとして 表示する、又は治癒に伴う純利息収益として表 示するという、2通りの考え方が示された。ア ジェンダ決定案に示された結論は、信用損失の 戻入れとして表示する、というものであった。

筆者は、スタッフの分析と結論に完全に同意 するとした上で、「このようなケースでは、会 計処理上の選択肢を認めると、複数の会計処理 が許容され、財務諸表利用者を混乱させるだけ である。したがって、会計処理上の選択肢を認 めるべきではない。また、信用減損資産の治癒 により、それまで未認識であった利息を、信用 損失の戻入れではなく、収益認識するのは、そ の期の利息収益を過大に表示し、結果として、 貸出金ポートフォリオの質を実態より良く見せ てしまうことに繋がりかねない。さらに、純利 息収益 (Net Interest Income) は、銀行の重 要な業績指標である。信用減損金融資産の治癒 に伴う未認識利息の認識は、一時的な収益にし か過ぎないが、これを純利息収益に含めてしま うと、重要な業績指標が、一時的に過大表示さ れることになる。したがって、このような未認 識利息は、利息収益としてではなく、スタッフ の結論どおり、信用損失の戻入れとして表示さ れるべきであると思う」との見解を述べた。筆 者のコメントに対して、会議終了後のディナー の席上で、Sue Lloyd IC 会議議長より、「全く そのとおりだと思う。適切なコメントに感謝す る」との謝意が示された。

⑦ 交換可能性が長期的に欠如している場合の 為替レートの決定(IAS 第 21 号「外国為替 レート変動の影響!)

この議題は、2018 年 6 月の IC 会議でも議論された³。ベネズエラに見られる特殊な状況に対して、公定為替レートを決算日レートとして用いることが適切であるか否かを企業が評価することを提案するアジェンダ決定案が、2018



年6月に公表された。その後、2018年9月に アジェンダ決定案を引き継ぐ形で、最終的なア ジェンダ決定が公表された。

2018年11月のIC会議からは、基準の狭い 範囲での修正の検討について議論された。特 に、11 月の IC 会議では、通貨の交換可能性 (exchangeability) 及びその欠如に関する定 義、交換可能性が長期的か一時的かの判断、交 換可能性が長期的に欠如している場合に、決算 日レートとして、購買力平価 (PPP) を使用す ることの是非等、に関して議論された。

筆者は、スタッフの分析と結論を基本的に支 持するとした上で、「財務諸表利用者の立場か らは、交換可能性が長期的に欠如している場合 に、換算用の為替レートとして PPP を使用す るのは合理的であると思う。PPP は完璧な指 標ではないが、このような状況下、経済実態を 把握する上で、一次情報として適切であると思 う。また交換可能性が長期的に欠如している場 合の開示に関わる提案にも賛成である。しか し、一時的な交換可能性が欠如している場合 に、特別な開示は不要であると提案しているこ とには、懸念を感じている。そもそも交換可能 性の欠如が一時的であるか否かは、事後的にし か分からない。交換可能性の欠如が一時的であ るにせよ、そのような状況では、当該通貨の為 替レートは不安定であると思われる。そして、 そのような状態から、交換可能性の欠如が長期 的となるに至る過程で、大幅な為替レートの減 価が生じるであろう。すなわち、交換可能性の 欠如が一時的である状況こそ、当該通貨へのエ クスポージャーから、近い将来大きな損失が生 じるリスクがあるのであって、より詳細な開示 が必要であると思う」との意見を述べた。開示 に関する筆者の見解には、他の委員からも賛意 が示された。

なお、今後の IC 会議において、狭義の基準 修正に向けた議論が行われる予定である。

2019年1月16日会議

2019年1月16日のIC会議は、ロンドンの IASB 本部と各国委員をビデオ回線、又は Skype によって繋げて開催された。アジェン ダ決定案4件について、利害関係者からのコメ ントレターを踏まえて、最終化することが目的 で、討議時間は1時間強であった。筆者は、 IFRS 財団アジアオセアニア・オフィスより、 専用ビデオ回線で参加した。また、IOSCO代 表として、IOSCO Committee 1 議長、園田氏 がオブザーバーとして出席した。

① 法人所得税以外の税金に係る預託金(IAS) 第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」)

本案件は、2018年3月、5月、9月のIC会 議で議論され、それらの議論を踏まえ、9月に アジェンダ決定案が作成され、パブリックコメ ントに付された。

企業が税務当局との間で、IAS 第 12 号 「法 人所得税」の範囲に含まれない税金に関して係 争中であり、預託金を支払う場合において、係 争が企業に有利に解決される可能性の方が高い と見込まれるときの預託金の会計処理につい て、資産を生じさせるのか、偶発資産を生じさ せるのか、いずれでもないのか、が論点とされ

この論点については、2018年9月のIC会議 で、偶発資産ではなく、資産が生じるというこ とで結論が出ている。特に 2019 年 1 月の IC 会議では、この会計処理によって生じる資産を 「税務当局への預託金 (tax deposit)」と呼ぶ

³ 筆者は7月1日付けでIFRS-IC 委員に就任したため、6月の審議には加わっていない。

か、「税務当局への支払金(tax payment)」と 呼ぶかが論点となった。「支払金」と呼ぶべき とする委員は、「"deposit"という言葉は、特に 非英語圏の利害関係者には、金融機関への預金 と誤認させるので、"payment"という言葉が適 切である」としていた。それに対して、筆者は 「税務当局への支払金とすると、むしろ、その 支払金は、税務当局の自由裁量に委ねられるよ うなニュアンスを生じると思う。これは、税務 当局と係争中の案件に関して、企業から税務当 局に『預託』された資金であり、裁判が終了す るまでは、税務局はカストディアンとして管理 するに過ぎない。それを自由に費消できるわけ ではない、という意味で『税務当局への支払 金』というより、『税務当局への預託金』とい う用語の方が、資産の性質を的確に示している と思う」と発言した4。

筆者を含め、「預託金」という言葉を支持する委員が優勢で、ほぼ2018年9月のアジェンダ決定案どおり、軽微な文言の修正を反映してアジェンダ決定として最終化された。

② 約束した財又はサービスの評価(IFRS 第 15号「顧客との契約から生じる収益」)

この議題は、2018 年 9 月の IC 会議において 討議されたもので、証券取引所等における上場 認可サービスに係る活動が、上場後の上場維持 サービスとは別のサービスとして独立して収益 認識されるか、上場維持サービスのセットアップ活動として、単一の契約に含まれるものとして収益認識されるか、ということが論点であった。

筆者は、9月のIC会議において、財務諸表 利用者の立場からは、上場認可サービスは、将 来の上場企業数、ひいては取引所の将来の収益やキャッシュ・フローの先行指標として有用であるので、別に認識した方が財務諸表利用者の観点からは望ましい、と発言していた。9月のIC会議では、IFRS第15号上は、上場認可サービスと上場維持サービスは、単一の契約として収益認識せざるを得ないという結論となり、アジェンダ決定案もこの結論に沿ったものであった。

2019年1月のIC会議では、2018年9月の アジェンダ決定案に軽微な文言の修正を行い、 アジェンダ決定として最終化された。筆者は、 特にコメントをしなかった。

③ 取得原価で会計処理される子会社に対する 投資:部分的な処分(IAS 第 27 号「個別財 務諸表」)

これも、2018年9月のIC会議で議論された 議案である。個別財務諸表上、取得原価で会計 処理されていた子会社に係る投資の一部を処分 し、支配を喪失した場合の会計処理が論点で あった。

アジェンダ決定案の内容は、部分的な処分後に残存持分を会計処理する際に、資本性金融商品に対する投資の当初認識時に適用されるIFRS 第9号4.1.4項の表示選択(当初認識時に公正価値の事後変動をその他の包括利益(OCI)に表示するという取消できない選択)を適用できること、支配を喪失した日に生じる差額(残存持分の取得原価と公正価値との差額)を、IAS 第28号を参照して純損益に認識する、というものである。

2019 年 1 月の IC 会議において、2018 年 9 月のアジェンダ決定案について、軽微な文言の

^{4 9}月のIC会議に示されたアジェンダ決定案では、「税務当局への支払金」という言葉が使われていた。筆者が「税務当局への預託金」という言葉を使ってコメントしていたところ、ブラジルの作成者代表委員から、筆者のコメントを支持して、さらに「税務当局への支払金」から「税務当局への預託金」へと用語が変更された、という経緯があった。



修正を反映して、アジェンダ決定として最終化 された。筆者は、特にコメントをしなかった。

④ 取得原価で会計処理される子会社に対する 投資:段階的な取得(IAS 第 27 号「個別財 務諸表|)

これも、2018年9月のIC会議で議論された 議案である。被投資先企業の株式を、段階的に 取得する場合に、最終的に支配を獲得して、純 投資から子会社への投資に切り替わる場合に、 取得原価をどのように算定するかが論点であ る。特に、被投資企業の支配を獲得した日にお ける子会社への投資の取得原価をどのように算 定するか、また支配を獲得した日に生じる差額 を、財務業績計算書においてどのように表示す るか、が問われていた。

アジェンダ決定案の要旨は、支配を獲得した 日の公正価値をみなし原価とするアプローチ と、段階的な取得の過程で支払った対価の累計 を原価とするアプローチがあり得るが、既存の IFRS 基準の要求事項に基づけば、2つのアプ ローチが可能であり、また支配を獲得した日に 生じる差額を、純損益で表示するかその他の包 括利益で表示するかについては、純損益で表示 する、というものであった。

2019年1月のIC会議において、2018年9 月のアジェンダ決定案について、軽微な文言の 修正を反映して、アジェンダ決定として最終化 された。筆者は、特にコメントをしなかった。 また園田氏より、「本アジェンダ決定では、支 配獲得日の原価算定アプローチとして2つの選 択肢を認めている。エンフォースメント当局の 立場での一般論ではあるが、できれば会計上の 選択肢を認めず、1つのアプローチに統合する 方が望ましい」とのコメントがあった。